

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視の結果

1 河川管理施設等の維持管理状況

(1) 河川管理施設等の適切な維持管理

河川管理施設は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項において、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設とされており、河川管理者は、河川管理施設を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるように努めなければならないとされている。

また、河川法第 26 条第 1 項により、河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされており（以下これらの工作物を「許可工作物」という。）、同法第 31 条第 1 項により、許可工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならないとされており、届出を受けた河川管理者は、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる（同条第 2 項）。

さらに、これらの河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、平成 25 年 12 月、改正河川法が施行され、同法第 15 条の 2 第 1 項において、河川管理施設等の管理者は、河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕し、もって公共の安全が保持されるよう努めなければならないと規定され、河川管理施設等の維持・修繕に関する技術的基準も別に定められている。

今回調査した遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所では、河川の異状及び変化等を発見し、適正な河川管理を行うことを目的として、「九州地方整備局平常時河川巡視規程」（平成 24 年 11 月 9 日付け国九整規第 6 号）に基づき、定期的に河川巡視を行っている。河川巡視の実施に当たっては、同規程に基づき、河川法第 77 条第 1 項に定める河川監理員及び所属の職員の中から事務所長が任命した河川巡視員により行うこととされているが、同規程に基づき、河川巡視業務を民間業者等に委託している。河川巡視員は、巡視により、河川管理施設の損傷等の変状を把握し、概要（日時、場所、状況等）を記録の上、河川監理員（両事務所出張所長）に報告しているほか、許可工作物については、重大な損傷等の変状を把握した場合は河川監理員に報告することとしている。

また、河川管理施設の定期点検について、2 河川（国道）事務所では、出水期前の期間（11 月から 2 月）に、専門業者が、堤防（全箇所）及び河川管理施設（土木構造部分の全箇所）を対象として、徒歩による目視又は計測機器を使用して行っているほか、機械設備を伴う河川管理施設については、年 1 回、専門業者による定期点検を実施している。

一方、許可工作物について、2 河川（国道）事務所では、平成 25 年 12 月の改正河川法の施行に伴い、許可工作物についても設置者による維持又は修繕の義務が明確化されたことを踏まえ、「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインについて」（平成 26

年 3 月 31 日付け国土交通省水管理・国土保全局事務連絡)に基づき、設置者による点検時等に施設の異状が発生した場合は、河川管理者に情報連絡を行わせ、設置者の対応方針を確認するとともに、設置者の対応方針が公共の安全の保持その他の河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、口頭で適切な対応を指導することとしている。また、設置者による点検に加え、出水期前に河川管理者と設置者が相互理解のもと、共同で点検を行うよう働きかけ、その中で必要な助言を行うこととしている。

今回、遠賀川水系（遠賀川河川事務所が管理）及び大淀川水系（宮崎河川国道事務所が管理）の直轄管理区間について、河川管理施設等の維持管理状況を調査した結果は、次のとおりである。

ア 河川管理施設等の設置状況

(ア) 調査した遠賀川水系及び大淀川水系に設置されている河川管理施設数は、平成 26 年 3 月 31 日現在、遠賀川水系が合計 897 施設、大淀川水系が合計 176 施設であり、その種類別内訳をみると、2 水系とも、樋門・樋管が全体の 80%以上を占めており（遠賀川水系 753 施設 (83.9%)、大淀川水系 154 施設 (87.5%)）、それ以外では、遠賀川水系では、陸閘 (75 施設)、床止め (25 施設)、排水機場 (20 施設)、堰 (12 施設) などの順で、大淀川水系では、水門 (10 施設)、排水機場 (8 施設)、床止め (4 施設) の順で多くなっている。

(イ) 2 水系に設置されている許可工作物数は、平成 25 年 4 月 30 日現在、遠賀川水系が合計 1,601 施設、大淀川水系が合計 802 施設となっており、その主な種類別内訳は、両水系とも、埋設物等（水道管、排水管など）、橋梁、樋門・樋管、堰などとなっている。

イ 河川巡視の実施状況

遠賀川河川事務所では、河川巡視で把握した案件について、「措置不要」、「詳細調査」、「経過監視」、「要対策」及び「対策済み」のいずれかの措置方針を決定し、「要対策」としたものについては、当年度中に措置を講ずることとしている。

今回、平成 25 年度の遠賀川河川事務所における河川巡視の実施状況を調査したところ、河川巡視で把握した 1,604 件の大半がごみの投棄に関するもので、その場で回収したこと等をもって「対策済み」としており、「要対策」としたものは 70 件 (4.4%) と少ないものとなっている。

この「要対策」とされた 70 件について、河川事務所では、平成 25 年度中に全て措置済みであるとしているが、その主な内訳をみると、河川管理施設に関するものは 37 件及び許可工作物に関するものは 3 件となっており、河川管理施設等については、河川巡視により異状等が発見され、修繕等の措置が講じられることは相対的に少ないものとなっている。

ウ 許可工作物の点検報告の状況

遠賀川河川事務所管内における許可工作物について、平成 25 年度の定期点検（26 年 2 月～3 月）の実施状況をみると、河川事務所への報告の対象となった許可工作物

(517 施設)のうち、24 施設 (4.6%)については、25 年度末までに報告がなく、同河川事務所による異状の有無の把握等がなされていない。

また、報告済みの 493 施設のうち、設置者が「問題あり」としたものは 101 施設 (20.5%) あるが、これについて、同事務所では、河川管理上、緊急を要するほどの支障はなく、施設管理は一義的には設置者に管理責任があるとして、設置者におけるその後の措置状況を把握していない。

エ 河川管理施設等の維持管理状況

今回、当局が 2 河川 (国道) 事務所が管轄する遠賀川水系及び大淀川水系に設置されている河川管理施設等を実地に調査したところ、次のとおり、その維持管理が十分でない事例がみられた。

(ア) 河川管理施設

- ① 護岸の一部が陥没している又は倒壊しかけているもの (2 事例)
- ② 護岸に樹木が生育し、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの (13 事例)
- ③ 樋門・樋管の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの (2 事例)
- ④ 樋管の水路内にバレーボール大の転石が放置され、流路を阻害するおそれがあるもの (1 事例)
- ⑤ 用途が廃止されたが、撤去計画等が未策定のまま、放置されているもの (1 事例)

(注) 上記 19 事例のうち、12 事例は、調査途上において措置済みである。

上記 19 事例について、2 河川 (国道) 事務所が把握していたのは 4 事例であり、残り 15 事例は未把握となっていた。

これについて、2 河川 (国道) 事務所では、「河川巡視又は堤防点検時には確認できなかったもの」等であるとしているが、河川巡視及び定期点検のなご一層の充実が望まれる。

(イ) 許可工作物

- ① 施設の大部分で老朽化が進行したため、各部位に腐食や劣化が生じているもの (5 事例)
- ② 樋管のゲートにつた類が巻き付き開閉操作に支障が生じているもの (2 事例)
- ③ 護岸に樹木が生育しており、成長に伴って護岸に損傷を与えるおそれがあるもの (2 事例)
- ④ 樋管等の進入防止柵が設置されておらず、部外者が容易に進入できるもの (6 事例)
- ⑤ 樋管等の進入防止柵が施錠されておらず、部外者が容易に進入できるもの (8 事例)
- ⑥ 橋梁横の柵と堤防上のガードレールとの間に約 1.5m の間隔が生じており、転

落の危険性があるもの（1事例）

（注）上記24事例のうち、4事例は、調査途上において措置済みである。

上記24事例について、2河川（国道）事務所では、4事例（①のうち1事例、③のうち1事例、⑤のうち1事例、⑥の1事例）を把握しているに過ぎず、残り20事例は未把握となっていた。

これについて、2河川（国道）事務所は、「設置者に管理責任があるため把握していない」等としているが、未把握の事例の中には、樋管の管理橋の腐食が著しく進行し、通行に危険な状態になっていることから、操作に支障を生じるものもみられ、河川（国道）事務所の河川巡視による設置者に対する指導・助言が必ずしも十分ではないことがうかがわれる。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、適正な河川管理の実施を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 河川管理施設について、河川巡視規程等に基づき、チェックリスト等を活用するなどして、異状や危険な状態を確実に把握し、適切に河川巡視等を実施すること。
また、異状等を確認した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。
- ② 許可工作物について、設置者による点検の実施及び河川（国道）事務所に対する設置者からの点検結果の報告を確実に行わせること。また、点検結果の報告、河川巡視等により、河川管理上支障となるような施設の異状等を確認した場合は、速やかに設置者における対応方針を確認し、河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、適切な対応を指導するとともに、必要に応じて修繕等に関する助言を行うこと。また、その措置状況についても、報告を求めるなどして確認し、記録に留めておくこと。

(2) 樋門・樋管の操作員の体制の多重化

排水樋門・樋管（以下「樋門・樋管」という。）は、水路等の水を本川に流下させるために設置される制水施設であり、平常時は、ゲートを全開しておくが、本川水位が上昇した場合は、堤内（住宅や田畑が所在する側）への逆流による内水氾濫を防止するため、ゲートを閉鎖するなど適時適切な操作が求められている。また、洪水時等の操作に支障が生じることがないように、日常から稼動テストを実施するなどの点検整備を行うことが必要とされている。

遠賀川河川事務所は、河川法第99条に基づき、管轄する樋門・樋管の操作及び点検整備を地元市町村に委託しており、市町村は、付近の住人に直接又は消防団等を介して操作要領及び点検要領を付するなどして樋門・樋管の操作及び点検整備を再委託（受託者を以下「操作員」という。）している。

操作員は、遠賀川河川事務所と市町村が締結した樋門・樋管に係る操作点検整備委託契約等により、毎月1回（出水期である5月から10月までは毎月2回）、樋門・樋管の点検整備を実施し、点検整備記録表に不良不足状況等を記載の上、翌月初めまでに市町

村へ提出することとされており、市町村は、同事務所における所要の対応に備えて、当該月分の点検整備記録表を取りまとめ翌月 5 日までに同事務所へ提出することとされている。

また、遠賀川河川事務所は、出水期首の毎年 5 月頃、市町村が委託した操作員に対して操作点検整備講習会を開催し、適切かつ安全に操作点検整備が行われるよう努めている。

今回、遠賀川河川事務所が地元市町村に操作及び点検整備を委託している樋門・樋管のうち、141 樋門・樋管について、出水期に備えた準備期間である平成 26 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の点検整備記録表（報告対象延べ 423 件）の報告状況を調査（平成 26 年 7 月 22 日）したところ、次のような状況がみられた。

- ① 423 件のうち 120 件の点検整備記録表が未報告であり、河川事務所では操作員による点検整備の実施の有無、不良不足等の状況（委託契約により緊急報告を要することとされている損傷発生等を除く。）を把握できていない。
- ② 報告済みである 303 件についても、点検整備記録表が期限内に河川事務所に提出されたものは皆無であり、同事務所への点検整備記録表の提出が提出期限から最大 73 日遅延している。
- ③ 平成 26 年出水期においては、7 月 3 日に遠賀川水系の一部河川において樋門・樋管の実操作を伴う洪水が発生しているが、未報告又は報告遅延により、当該時点で把握しておくべき 282 件の報告のうち、247 件が未把握となっている。

こうした未報告、報告遅延が生じる背景として、関係市町村では、操作員の後継者不足、高齢化、被用者化の進展等を挙げており、操作員の配置等について次のような状況がみられた。

- ① 遠賀川河川事務所及び関係市町村では、樋門・樋管ごとに一人の操作員を配置することが望ましいとしているが、調査対象とした 141 樋門・樋管について配置されている操作員は 112 人とどまっており、このうち 22 人（19.6%）は一人で 2 以上の樋門・樋管の操作点検整備を担当している。
- ② 樋門・樋管に係る上記の操作点検整備委託契約では、操作員に加えて操作代理人を定めることとされているが、調査対象とした 141 樋門・樋管のうち、45 樋門・樋管（31.9%）については地元住人から選定しておらず、市町村担当部局が操作代理人となっている。

市町村担当部局からは、操作員について、高齢化や洪水時に必ずしも地元にはいるとは限らない被用者が主要な担い手となりつつあることなどから、洪水時の対応に不安があるとの意見がみられる。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、操作員による樋門・樋管の点検整備結果を適時、確実に把握する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 操作員について、高齢化の進展や、被用者が操作員の主要な担い手となりつつある現状を踏まえ、操作員に加えて地元住人からの同代理人の指名を促進するとともに、同代理人を積極的に活用するなど、体制の多重化を推進するよう市町村へ要請すること。
- ② その上で、操作員による樋門・樋管に係る点検整備結果を適切に報告するよう市町村へ要請するとともに、その状況についての的確に把握すること。

2 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況

(1) 占用許可の適正な実施

ア 河川敷地の占用許可

河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川法第 24 条の規定により、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

具体的な許可に当たっては、河川敷地占用許可準則(平成 11 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 67 号建設事務次官通達、最終改正 23 年 3 月。以下「準則」という。)によることとされている。

準則によると、河川敷地の占用許可を受けることのできる者は、国又は地方公共団体や特定の独立行政法人や地方公社等のほか、鉄道事業者、ガス事業者、電気事業者など国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う団体等とされている(準則第六)。占用施設について、これらの許可受者が河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設(公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設、キャンプ場等のレクリエーション施設、自転車歩行者専用道路)等が挙げられている(準則第七)。

また、占用の許可の期間は、準則により、一部の占用施設を除き、「10 年以内」とされており、許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする(準則第十二)、占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可の申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、準則に定めるところにより改めて審査するものとする(準則第十四)。

今回、遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所における河川敷地の占用許可に係る事務の実施状況を調査した結果、次のとおりの状況がみられた。

(ア) 遠賀川流域の市町には、地域住民の福利厚生のために利用させる目的で、河川敷地を河川敷公園、運動広場等として、河川敷地の占用許可を受けているものがみられる。

しかし、調査した北九州市、直方市及び中間市は、占用許可の期間(10 年間)の満了後においても、継続して占用しているにもかかわらず、許可の申請(許可の更新手続)を適正に行っていない状況がみられた。

すなわち、①北九州市は、占用許可を受けていた河川敷地 2 か所について、許可の期間の満了後、約 1 年及び約 1 年 2 か月、②同様に、直方市は、20 か所について約 8 か月、③中間市は、21 か所について約 9 か月の間、許可を得ないまま事実上占用を継続していた「無許可期間」の後、継続して占用するための許可の申請(許

可の更新手続)を行っている。

また、中間市は、上記の許可の更新後、25 か所について、当該許可の期間が満了(終期は平成23年3月31日)したにもかかわらず、当局の調査日現在まで、約3年4か月間、許可の更新手続を行っておらず、遠賀川河川事務所による「改めての審査」を受けることなく、上記の例と同様、「無許可」での占用の状態が継続している。

これらの例のように許可を得ないまま事実上占有を継続する「無許可期間」が生じた原因について3市は、①占有の許可期間が10年間と長い上、②許可期間は年度単位であり、③更新手続は期限到来の3か月前から1か月前までの間に行うこととされていることから、職員の異動時期と重なった場合、後任者への事務の引継ぎが適切に行われず、許可更新の申請手続を失念したためではないかとしている。

(イ) 一方、中間市に対する遠賀川河川事務所の指導状況をみると、管轄する中間出張所が、同市に対し、文書により、占有許可の期間が満了する平成23年3月31日までに、許可の更新又は廃止の手続を行うよう連絡するとともに、許可期間の満了後は、当該文書の写しを送付し電話で督促したとしている。

しかしながら、3年以上もの間、許可の申請手続がとられていない現状から、同出張所の指導が適切かつ十分であったとはみられない。また、中間市の場合、繰り返し、「無許可」の状態が生じており、本制度に対する理解が不足しているものとみられる。許可の対象者が地方公共団体であるとはいえ、長期にわたって「無許可」の状態が継続したのでは、制度の形骸化にもつながりかねない。

(注) 当局の指摘を受け、中間市が許可の申請を行い(平成26年6月27日)、現在、遠賀川河川事務所において「改めての審査」を実施中である。

イ 占有許可を受けている河川敷地内の工作物等

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除却しようとする者は、河川法第26条第1項の規定により、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

今回、遠賀川水系及び大淀川水系の流域4市(北九州市、中間市、直方市及び宮崎市)が、運動広場、河川敷公園等として占有許可を受けている河川敷地を実地に調査したところ、次のとおり、不適切な状況がみられた。

(ア) 遠賀川水系

① 北九州市等3市が運動広場、河川敷公園等として占有許可を受けている河川敷地のうち8か所(北九州市1か所、中間市2か所、直方市5か所)については、地元の野球チームなど特定の団体が独占的に野球場として使用している状況にあり、一般公衆の多様な利用を前提とした占有許可の趣旨に反している。

これらの野球場については、特定の団体が長期間独占的に使用している結果、i) 照明灯、ネット、ベンチ、仮設トイレ等の工作物を河川管理者の許可なく設置するなどしているほか、ii) 野球用具等及びそれらを収納するコンテナ類、照明用の発電機、廃自動車、廃材等の廃棄物等も放置している。

これらの施設、機具等は、河川敷地の景観を阻害し、洪水時には流出するなど

河川管理上の支障を生じるおそれがある。

- ② 北九州市が河川敷運動広場として占有許可を受けている河川敷地 1 か所について、河川管理者の許可を得ず、用具倉庫、階段、看板や仮設トイレ及び水道設備を設置している。

上記の運動広場、河川敷公園等の事例は、上記アの更新の許可を得ないまま事実上占有を継続し、「無許可」の状態にあった箇所の一部でもある。

これら不適切な状況がみられた箇所について、遠賀川河川事務所の把握、指導状況をみると、次のとおり、十分なものとなっていない。

- ① 遠賀川河川事務所では、平成 17 年度、流域市町を対象に「河川敷占有許可施設の工作物等の実態調査」を実施している。その結果、北九州市等の流域市町が許可を受けている河川敷地において、上記のように特定の団体が河川敷地を独占的に使用し、又は許可なく工作物を設置している実態を把握したことから、同事務所は、平成 18 年 8 月、占有許可を受けていた北九州市等 3 市に対して、おおむね次のとおりの文書指導を行っている。

- i 河川敷地の使用に当たっては、一般公衆の自由な使用を規制しない適切な利用形態となるよう対処すること
- ii 野球場の利用に伴う附属施設は、固定式から可搬式のものへ変更すること
- iii 洪水時における附属施設の撤去等計画書を提出すること等

ただし、上記 8 か所のうち 2 か所（中間市及び直方市各 1 か所）については指摘が行われていない。

しかしながら、遠賀川河川事務所は、その後、改善状況の確認や継続して指導を行わなかったため、これらの指摘事項はほとんど改善されていない。事実上、河川事務所の指導が無視され、河川管理上、不適切な状態が放置されたままとなり、指導の実効が伴っていない。

また、上記アのとおり無許可のまま占有を継続していた状況と合わせると、平成 19 年度から 22 年度までの占有の許可期間の満了後に行われた、3 市からの許可の更新申請に対する審査において、申請書の記載内容等の確認だけでなく、改善状況の写真提供も求めるなど、上記の文書指導による指摘事項の改善を確実に行わせた上で許可する必要があったものと考えられる。

- ② 河川敷地の占有許可に当たり、同事務所が付した許可条件の一つとして、「許可受者は、事務所長の指示するところにより、河川管理者に対して、1 年ごとに占有状況を報告しなければならない」としているものの、具体的に様式を示した上で、報告を督促するなどしなかったため、上記の 3 市は報告を行っていない。占有許可を行うに際して、河川管理上必要な条件を付した意味がないものとなっている（準則第十三第 2 項）。

(イ) 大淀川水系

- ① 宮崎市が採草地として占有許可を受けている河川敷地 1 か所について、その一部で許可目的にはないグランドゴルフ場として使用されており、また、許可を得

ずに用具倉庫も設置されている。

- ② 宮崎市が河川緑地等として占用許可を受けている河川敷地3か所について、当該敷地内に許可を得ずに用具倉庫や仮設トイレなどが設置されている。

これらの箇所について、宮崎河川国道事務所の把握、指導状況をみると、次のとおり、十分なものとはなっていない。

- ① 上記(ア)②と同様、許可条件の一つである1年ごとの占用状況の報告を宮崎市から受けておらず、また督促も行っていない。
- ② 河川敷地の許可目的と異なる使用の状況や無許可で設置している工作物の状況について、河川巡視によっても把握しておらず、必要な改善指導を行っていない（「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第68号河川局長通達）の13（3）及び（4））。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、河川敷地の占用許可の適正な運用を確保する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 河川敷地の占用許可を受けている市町村等に対し、制度の趣旨を改めて徹底すること。特に、連続して更新許可の申請を失念している市町村等については、準則の規定に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前より短い占用期間の設定、不許可処分等の措置をとるなどの対応も検討すること。
- ② 河川現況台帳等を活用し、占用の許可期間の満了後も継続して占用を予定する市町村等については、無許可の期間が生ずることのないよう、許可の更新申請が行われるまでの確に指導すること。
- ③ 占用許可の更新に係る審査に当たっては、準則の規定に基づき適正かつ厳正に行うこと。特に、許可施設の工作物等について改善指導を行っている事項がある場合、改善状況を必ず確認すること。
- ④ 占用許可後、河川巡視の際に、占用が許可の内容どおりに行われているか必ず確認すること。
- ⑤ 市町村が運動広場、河川敷公園等として占用許可を受けている河川敷地について、次のとおり、市町村を指導すること。
 - i 占用許可の目的や内容どおりの使用が可能となるように整備、整頓させるとともに、河川敷地の利用規定等を整備させるなどして、独占的な使用を改めさせること。
 - ii 河川管理者の許可を得ずに設置している工作物等について、i) 市町村が設置しているものについては、許可の申請又は可搬式への変更などの措置、ii) 市町村以外の者が設置しているものについては、必要に応じ撤去等の措置をそれぞれとらせること。
 - iii 占用許可に付した条件を確実に履行させること。特に、占用状況の報告については、報告様式を示すとともに、期限を明示することにより、確実に報告を求めること。

(2) 不法占用等の適切かつ効果的な是正

河川区域内の土地を占用しようとする者及び河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し又は除去しようとする者は、河川法第 24 条及び同法第 26 条の規定に基づき、いずれも河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

また、河川法施行令第 16 条の 4 の規定により、何人も、みだりに河川を損傷してはならず、河川区域内の土地に、船舶その他の河川管理者が指定したもの、土石（砂を含む）、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物・廃物を捨て、又は放置するなど、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為は禁止されている。

河川管理者は、河川法令に違反した者に対して、河川法第 75 条第 1 項の規定に基づき、原状回復その他必要な措置を命ずることができることとされ、同法同条第 3 項に基づき、当該必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、河川管理者は当該措置を自ら行い又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができるとされている。

なお、国土交通省河川砂防基準維持管理編（河川編）（平成 23 年 5 月 11 日付け国河情第 1 号）によれば、河川管理者は、不法行為（注）を発見し、行為者が明らかな場合には、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講ずるものとするとしている。また、不法行為については、河川巡視の一般巡視の中で状況把握することが重要であり、不法行為を発見した場合には、迅速かつ適正な指導監督による対応を行うものとして、悪質な不法行為に関しては、必要に応じ刑事告発を行うものとしている。

（注）ここでいう「不法行為」とは、河川法第 24 条の許可を受けることなく河川区域内の土地を占用する行為や第 26 条第 1 項の許可を受けることなく工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする行為である。

調査した遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所は、九州地方整備局が定めた「九州地方整備局平常時河川巡視規程」に基づき、平常時における河川管理の一環として、出張所単位で河川巡視員が管理区間を週 2 巡する定期的な河川巡視及び目的別巡視（より詳細に状況を把握すべき項目等を抽出し、場所・目的等を絞って巡回する方法。同規程第 6 条第 2 号）を実施している。その結果、土地の不法占用や廃棄物の投棄等の異状な状況を発見・把握した場合には、これらの不法行為の内容に応じて、違反者に対し、河川法第 75 条第 1 項の規定に基づき原状回復を命ずるなど、必要な是正措置を講ずることとしている。

今回、2 河川（国道）事務所が管理する 2 水系（遠賀川水系及び大淀川水系）における不法占用等の発生状況及びそれに対する是正措置の実施状況を調査した結果、次のとおり状況がみられた。

ア 遠賀川河川事務所が管理する遠賀川水系における平成 23 年度から 25 年度までの不法占用事例の発生状況をみると、この間に発生した不法占用件数はいずれの年度も 10 件未満で推移しており、把握した年度内に全て是正措置を講じている。また、宮崎河

川国道事務所も、記録を残している平成 25 年度に発生した 9 件の不法占用事例について、同年度内に措置を講じている。

しかしながら、遠賀川河川事務所管内には、上記の 3 年間の各年度に発生した不法占用事例とは別に、過去に把握しながら、長期間改善されず不法占用の状態が継続している事例が 37 件あり（平成 26 年 7 月末現在）、次のとおり、同河川事務所による是正措置が十分でないため、改善の見込みがない状況となっている。

① 遠賀川河川事務所は、これらの不法占用事例について、「不法占用物件現況整理簿」に事例ごとに、i) 占有者氏名・住所、ii) 占用の位置、iii) 占用の形態（河川法違反条項、占用物件の目的、構造、態様）、iv) 発生原因と占有者の監督処分に対する能力、v) 河川事務所の方針及び措置を記載し、継続的な指導を行っているとしている。

同整理簿によると、これらの不法占用事例の多くは、個人による河川敷地の「囲込」となっており（37 件中 12 件）、中には、不法に占用した河川敷地内に、許可なく住宅や倉庫、庭園などを建設・設置したものもあり、これら 37 件の不法占用面積は合計 1,611.8 m²となっている。

また、これらの不法占用事例が発生した時期について、同河川事務所は、「福岡県が管理していた当時（昭和 40 年代）から継続しているものが多く、いずれも不明である」としており、不法占用の期間は数十年に及ぶものが多いとみられる。

② 上記の不法占用事例 37 件に対する遠賀川河川事務所の指導状況について、「不法占用物件現況整理簿」の「措置」欄の記載内容をみると、次のとおり、いずれの事例も効果的な指導が行われているとはみられない。

i) 37 件のうち、12 件に対し撤去指示書を交付（河川法第 77 条第 1 項）しているものの、その時期は、いずれも平成元年から 3 年まで（23 年以上前）に行ったものである上、当該指示書の写しを一切保管していない。このため、どのような指示を行ったのか分からなくなっており、撤去指示書の交付以降は、数年ごとに現地調査を行って口頭による指導を繰り返すにとどまっている。

ii) 残りの 25 件に対しては、現地調査などの際、占有者に対して口頭による指導を繰り返すにとどまっている。

イ 2 河川（国道）事務所管内における平成 23 年度から 25 年度までの不法投棄の発生件数をみると、①遠賀川河川事務所では、23 年度の 1,502 件から 25 年度の 1,188 件へ、②宮崎河川国道事務所では、526 件から 330 件へといずれも減少している。2 河川（国道）事務所では、発生した不法投棄事例のほとんどを当該年度内に撤去するなどして改善措置を講じている。

ウ しかし、今回、当局が 2 河川（国道）事務所の管理する遠賀川水系及び大淀川水系を実地に調査した結果、次のとおり、土地の不法占用や不法投棄など不適切な事例がみられた。

① 無許可で河岸にレンガ敷の船揚場を造成しているもの（1 事例）

② 無許可で堤防法面等に、階段や梯子、ガードレール等を設置しているもの（7 事

例)

- ③ 船台や釣船、栈橋等を放置しているもの（5事例）
- ④ 廃止したとみられるバス待合所が設置されたままとなっているもの（1事例）
- ⑤ 堤防の天端等に農機具や建築資材、ネット等を放置しているもの（4事例）
- ⑥ 無許可で河川敷地を畑として耕作しているもの（1事例）
- ⑦ 無許可で高水敷に常態的に自動車を駐車しているもの（2事例）
- ⑧ テレビ、パソコン等の電化製品、物置、タイヤ、自転車、一般ゴミ等を河川敷地に廃棄しているもの（19事例）

（注）上記 40 事例（不法占用関係 21 事例及び不法投棄関係 19 事例）のうち 14 事例（不法占用関係 2 事例及び不法投棄関係 12 事例）は、調査途上において撤去等を完了（ほかに、一部を撤去済みのもの 2 事例（不法占用関係））

これら 40 事例の中には、① 2 河川（国道）事務所（出張所を含む。）が河川巡視で把握したとしているが、時期が不明なもの（3 事例）、② 河川巡視員が撤去等を指導したとしているが、確認できる記録が残されていないもの（9 事例）、③ これまで不適切な状況を把握できておらず、今回の調査結果を受けて初めて知ったもの（12 事例）がある。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、不法行為を是正し、河川の適正な利用を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 把握できた不法占用及び不法投棄について、速やかに撤去の指導等を行うこと。
- ② 長期間にわたり不法占用が続いている事例について、河川法の規定に基づき原状回復を命ずるなど、適切かつ効果的な是正措置をとるとともに、なお改善されないものについては、所定の手続を進め、他の手段によって原状回復の履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行も検討すること。

(3) 不法係留船対策の推進

河川における不法係留船は、河川工事実施の支障、洪水時の流下阻害や河川管理施設の損傷の原因、また、燃料の漏出による水質事故や水質汚濁等の原因となるおそれがあるほか、市民の利用の支障、騒音の発生、景観悪化等の原因となっている。加えて、東日本大震災の教訓として、津波による背後住居等への二次被害も懸念されている。

ア 計画的な不法係留船対策の実施状況

不法係留船の数が多い等の理由により計画的な不法係留船対策を講ずる必要がある河川について、国土交通省では、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日付け建設省河政発第 16 号建設省河川局長。以下「平成 10 年河川局長通達」という。）により、不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河

川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を適正に行うこととしている。

今回、九州地方整備局管内の 20 水系の中から、①調査対象とした遠賀川河川事務所及び宮崎河川国道事務所がそれぞれ管理している遠賀川水系、大淀川水系に加えて、②「平成 22 年度プレジャーボート全国実態調査」の結果で、河川区域における不法係留船数が 200 隻を超える 4 水系（六角川、菊池川、緑川及び五ヶ瀬川）の計 6 水系について、平成 10 年河川局長通達に基づく計画的な不法係留船対策の実施状況を調査したところ、計画を策定しているのは遠賀川水系のみとなっている。

具体的には、遠賀川河川事務所では、平成 10 年河川局長通達に基づく協議会の意見を踏まえた上で、平成 23 年 2 月に「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」を策定している。この計画書の中では、遠賀川河口域において、第 1 期から第 5 期まで段階的に重点的撤去区域を設定することとされており、同事務所では、同区域内の不法係留船を対象として、船舶の係留規制（強制撤去）を徹底するなどにより、計画的に不法係留船対策を実施中であるとしている。

遠賀川河口域における不法係留船の推移をみると、上記の計画に基づく対策前の平成 22 年 9 月には 716 隻あったものが、対策実施途上の 25 年 9 月には 383 隻まで減少しているなど、遠賀川河川事務所による、これまでの計画的な不法係留船対策は効果が上がっているものと認められる。

イ 不法係留船の是正措置状況

不法係留船対策に関しては、平成 10 年河川局長通達に基づく計画的な対策のほか、九州地方整備局では、管内河川（国道）事務所に対して、発見した不法係留等を含む不法行為については、国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）に基づき、行為者が明らかな場合には、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講ずるよう指導している。

今回当局が、2 河川（国道）事務所が管理している河川について不法係留船の実態を調査した結果、遠賀川河川事務所 294 隻（遠賀川水系）及び宮崎河川国道事務所 59 隻（大淀川水系）、合計 353 隻の不法係留船がみられ、これに対する 2 河川（国道）事務所の対応状況は、次のとおりである。

(ア) 遠賀川河川事務所では、上記の平成 10 年河川局長通達に基づき、不法係留船対策を計画的に実施しており、対策実施中の遠賀川河口域における、これまでの不法係留船の推移を踏まえると、数年中には、遠賀川河口域における不法係留船は着実に解消されていくものと見込まれる。

しかしながら、上記の不法係留船 294 隻の中には、次のとおり、河川の流下能力の低下や油の流出による治水上・環境上の支障又は支障となるおそれがありながら、係留規制（強制撤去）を行うための重点的撤去区域の設定に至っていなかったことなどから、積極的な撤去指導・撤去措置が行われなかったため、違法な状態が放置されているものがみられた。

① 護岸に無許可で設置されている係留柱又は係留環に係留された沈船が、放置さ

れたままとなっているもの（4隻）

- ② 護岸に無許可で設置されている係留柱に係留され船首が大きく欠けている破損船が、放置されたままとなっているもの（1隻）

なお、遠賀川河川事務所では、不法係留船に対する撤去指導結果について、重点的撤去区域内の対象船舶に限って時系列で整理・記録されているものの、同区域外の不法係留船については、撤去指導が実施されている沈船等であっても、その事跡が船舶ごとに時系列で整理・記録されていない。

- (イ) 宮崎河川国道事務所では、上記の平成10年河川局長通達に基づく計画的な不法係留船対策は実施していない。この理由として同事務所では、管内の水系・河川において、不法係留船の数も多くないなど河川の管理面での著しい支障がない上に、周辺水域では係留場所に余力が無く、係留施設の整備が進んでいない中であっては、不法係留船の強制的な撤去措置を行わないとしている。

一方で、平成25年に国土交通省から通知された「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」（平成25年5月22日付け国水政第11号水管理・国土保全局水政課長）により、新たに、平成25年度から10年間で放置船をゼロ隻とする旨の目標方針が示されたため、今後は、この目標方針に沿って必要となる対策を講じていきたいとしている。

具体的には、宮崎県内の河川、港湾及び漁港の各管理者により構成される「宮崎県プレジャーボート対策協議会」（平成20年12月設置）において、現在、今後の港湾係留施設の増設と県管理区間の河川での遊休係留施設の有効活用により、係留施設の絶対数不足を解消することによって、大淀川での係留船ゼロを目標とすることに関し協議中であるとしている。

このこともあって、宮崎河川国道事務所では、発見した不法係留船に対する不法行為の是正のための措置としては、所有者情報の把握や係留実態の確認にとどまっている。

今回、上記の不法係留船59隻のうち、宮崎河川国道事務所が平成25年度までに把握（発見）済みの52隻について、同事務所における撤去指導の実施状況をみると、行為者に対する撤去指導が一度も行われてないものが49隻認められ、この中には把握（発見）から当局調査日（平成26年7月18日）現在で1年6か月以上経過しているものも24隻含まれている。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、河川における不法係留船対策を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 発見した不法係留船については、所有者等の実態把握を行ったものから、速やかに、除却、原状回復等の指導、警告看板の設置等により行為者に対する撤去指導を行うこと。
- ② 不法係留船のうち、船舶の用をなしていない沈船及び破損船については、行為者に対する撤去指導を繰り返し行うとともに、なお是正されないものについては、法令に基づく強制的な撤去措置を講ずるなどして、違法な状態の解消を図ること。

なお、行為者に対する撤去指導・撤去措置に当たっては、係留規制を効率的に実施するため、重点的撤去区域の設定の有無にかかわらず、その事跡を船舶（沈船及び破損船）ごとに整理・記録することが望ましい。

(4) 洪水に備えた河川敷駐車場の使用制限の徹底

公共用物である河川は基本的には誰もが自由に使用できるものであるが、河川敷地への車両進入については、洪水等により車両が浸水、流出した場合の搭乗者の身の危険、河川管理施設への損傷、河川環境への影響等が懸念されている。

河川敷地内の駐車場については、準則第七第1項に基づく占用許可の対象施設とされていないが、準則第七第2項により、河川公園等の占用施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場については、占用を許可することができるものとされている。ただし、この場合においては、①公園等施設の利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止、②使用禁止時間帯における車両の撤去、③洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付するものとされている。

遠賀川河川事務所では、占用許可時に、河川敷公園の駐車広場管理規則等の策定状況を確認するなどにより適切な使用制限等が実施されるかについても審査しているとして、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限に係る許可条件を付していない。

しかしながら、遠賀川河川事務所管内では、平成 24 年度に中間市内の遠賀川河川敷に駐車していた車両 3 台が大雨で浸水しているほか、平成 26 年 7 月 3 日の大雨でも、中間市内の遠賀川河川敷で 2 台、直方市内の遠賀川河川敷で 1 台の車両が浸水する事故が発生している。

今回、中間市、直方市、田川市及び福智町の 4 市町について、河川敷公園の駐車広場管理規則等の策定状況を確認したところ、次のとおり、2 市町においては、現行では利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限が規定されていない状況がみられた。

- ① 中間市では、現行の駐車広場管理規則に改正（平成 19 年 8 月）する以前は、民間業者に許可を出して車両の駐車を認めていたが、業者が許可の範囲を超えて駐車するなどし、一般市民から駐車できないとの苦情が出ていた。これを契機に、幅広く市民に開放するという趣旨で、改正後の規則では、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止など使用制限に係る規定を設けていない。
- ② 福智町では、平成 18 年 3 月に 3 町合併して以降、駐車広場管理規則を策定していない。

また、上記 4 市町のオートキャンプ場を含む駐車広場 6 施設について、占用の許可受者（市町村）における洪水に備えた使用制限の取組状況を調査したところ、駐車広場管理規則等において利用可能な時間帯を定めて現地にも表示するとともに、利用時間外、洪水時には進入防止チェーンを張るなど、車両の浸水及び流出防止対策を講じている施

設もみられる一方、次のように対策が不十分な状況も見られた。

- ① 利用時間帯を制限する旨の看板は設置されているものの、チェーン等の進入防止設備も無いことから、駐車場付近の事業所職員や来訪者等による時間外駐車が常態化しており、洪水時には付近の事業所等への車両の移動を呼びかけているものの、連絡が行き届かず、車両の浸水事故が発生しているもの（中間市：河川敷公園駐車広場）
- ② 利用時間帯が規定されておらず、進入防止設備は設けてあるものの常時開放されており、現地に洪水時の避難に係る警告看板等も設置されていないもの（福智町：彦山川・中元寺川河川公園駐車広場及び彦山川・中元寺川河川公園オートキャンプ場）。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、洪水等による車両の流出、浸水を防止する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 占用許可を与えている河川敷公園等の駐車広場について、現行の駐車広場管理規則等により、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限について規定されているかを確認すること。
- ② 更新許可審査時に、駐車広場に係る進入防止設備の設置状況、洪水時における使用制限の警告看板の設置状況など現行の駐車広場管理規則等に規定されている事項の取組状況を確認すること。